

水銀排出施設における排ガス中の水銀濃度測定が義務付けられます

大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成27年6月19日法律第41号）¹及び水銀排出施設の種類とその基準が定められた、「大気汚染防止法施工規則の一部を改正する省令（平成28年9月26日環境省令第22号）」²の施行

～水銀に関する水俣条約の発効～

平成29年5月18日付で「水銀に関する水俣条約」の締約国数が50か国に達したため、本年8月16日に本条約が発効することとなりました。

～「大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成27年6月19日法律第41号）」及び水銀排出施設の種類とその基準が定められた、「大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令（平成28年9月26日環境省令第22号）」の改正の施行～

平成30年4月1日から施行されることとなりました。

大気汚染防止法の下で「水銀排出施設」となる施設とその基準は下表のとおりです。

水俣条約の対象施設	大気汚染防止法の水銀排出施設	排出基準(μg/Nm ³)		
		新規施設	既存施設	
非鉄金属（銅、鉛、亜鉛及び工業金）製造に用いられる製錬及び焙焼の工程	石炭専焼ボイラー及び大型石炭混焼ボイラー	8	10	
	小型石炭混焼ボイラー	10	15	
	一次施設	銅又は工業金	15	30
		鉛又は亜鉛	30	50
	二次施設	銅、鉛又は亜鉛	100	400
工業金		30	50	
廃棄物の焼却設備	廃棄物焼却炉	30	50	
	水銀含有汚泥等の焼却炉等	50	100	
セメントクリンカーの製造設備	セメントの製造の用に供する焼成炉	50	80	

当協会におきましては、水銀排出施設の排ガス中の水銀濃度測定を肯定法である「平成28年9月26日環境省告示第94号」³に則って実施しております

詳細は環境省ホームページをご覧ください。（環境省報道発表より）